



# コートハウス・ファシリティ・ドッグ

会員 大井 暁 (44期)

コートハウス・ファシリティ・ドッグをご存知だろうか。虐待や性被害にあった子どもが被害状況を証言したり、司法面接で話をする際の心理的負担を軽減させるために、その面接や法廷に付添う特別な訓練を受けた犬のことである。日本では「付添犬」と呼ぶことがある。

帝京科学大学の山本真理子講師によれば、米国では253頭(2020年10月現在)のコートハウス・ファシリティ・ドッグが実働している。性被害を受けた児童を対象に司法面接でのストレスを評価した最新研究では、コートハウス・ファシリティ・ドッグの存在が明らかに児童のストレス軽減に寄与していることが示されているという\*1。

米国でコートハウス・ファシリティ・ドッグの普及啓発や法制度の整備に取り組んでいる Courthouse Dogs® Foundation (CDF) の手引書には、司法面接 (Forensic interview) 等におけるストレス軽減の実例が紹介されている\*2。

「15歳の女の子は、2時間の面接の間ずっとモリーを撫でていました。なぜかモリーは面接が終わったと思い、ソファから降りて外に出してもらおうと私の方に来ました。・・・面接が再開しましたが、女の子は話すのを止めて皮膚を傷つけるのではないかと思うほど腕を掻きむしり始めました。彼女は不安になると掻きむしってしまうと説明してくれました。・・・私はモリーにソファに戻り彼女の横にもう一度寝よう伝えました。すると女の子は掻きむしるのを止め、モリーを再び撫で、面接を終えることが出来ました」(Gina Coslett, Child Interview Specialist, Dawson Place CAC, Everett, WA)。

日本では、2014年から現NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐの付添犬認証委員会(前コートハウズドッグ準備委員会)が、児童精神科医、弁護士、獣医師、研究者を中心として、米国のCDFと連携し、日本の現状に即した付添犬制度の確立を目指し、活動している\*3。つなぐの代表理事の一人である神奈川県弁護士会所属の飛田桂弁護士は、「傷ついた子ども達にとって大人を信用することは困難を極める。そっと寄り添って側にいてくれる付添犬の存在は代えがたい」と述べている。

最近の報道では、虐待を受けた子どもの刑事裁判をめぐり関東地方の地方裁判所が被害を証言する子どもの精神的負担を減らすため公判への付添犬の同伴を許可したと報じられた\*4。日本では司法面接の手法を導入する取組みが始まったところであるが、今後、裁判所や捜査機関で付添犬が必要とされるのではないかと

付添犬の供給については、公益社団法人日本動物病院協会に加えて、社会福祉法人日本介助犬協会が育成を含めた連携を始めた\*5。日本介助犬協会理事である高柳友子医師は、身体障害者補助犬法の制定に尽力した人物で、2014年の東京弁護士会人権賞の受賞者でもある\*6。

司法に携わる会員の皆様にも広く関心をもって頂ければ、幸いである。



写真提供：社会福祉法人 日本介助犬協会

\*1 : Krause-Parello CA., Thames M., Ray CM., Kolassa J. (2018) Examining the Effects of a Service-Trained Facility Dog on Stress in Children Undergoing Forensic Interview for Allegations of Child Sexual Abuse. Journal of Child Sexual Abuse, 27(3); 305-320.  
\*2 : Courthouse Dogs Foundation. (2015) Facility Dogs at Children's Advocacy Centers and in Legal Proceedings: Best Practices. <http://courthousedogs.wpengine.com/wp-content/uploads/2017/02/Facility-Dogs-at-CACs-Best-Practices-Final-2-18-15.pdf>.  
\*3 : NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ HP (<https://tsunagg.com/>)。\*4 : 共同通信2020年10月6日配信記事「子ども被害証言に付き添い犬同伴 虐待事件公判で異例許可」。  
\*5 : 社会福祉法人日本介助犬協会 HP (<https://www.s-dog.jp/>)。\*6 : 「インタビュー 第29回東京弁護士会人権賞高柳友子さん」LIBRA2015年4月号22頁。